

(議案第 1 号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

会 長 : ありがとうございます。説明は終わりました。これより発言を許します。なお、発言の際は必ず挙手をし、指名された後に発言していただくようお願いします。それでは、ただいまの議案第 1 号につきまして、質問及び意見はございませんか。

委 員 : 今回も生産緑地地区の面積が減少しているが、市として生産緑地地区をどのくらいの水準まで維持させたいと考えているのか。目標数値があれば教えてほしい。

事 務 局 : 委員ご指摘のような目標数値は特に設定していない。後ほど報告第 2 号のところで説明させていただくが、平成 29 年 5 月の都市農業振興基本法に基づく基本計画の閣議決定を受け、これまでの運用方法を変更することにより道連れ解除の減少を図りたいと考えている。また、本市は周辺自治体よりも早い段階から追加指定を行っていることから、運用方法の見直しによる減少の抑制と追加指定を合わせて行い、今後の生産緑地地区の減少を食い止めて行きたいと考えている。

委 員 : 前回の審議会において市民農園への転用は難しいという説明を受けたが、現在、市民農園の申込倍率はどれくらいになっているのか。

事 務 局 : 市民農園は、現在、市内に 18 箇所ある。年度によって申込倍率は変動するものの、近年では概ね 3～5 倍の倍率となっている。

委 員 : 生産緑地の問題は非常に重要であると考えている。死亡による生産緑地地区の減少はやむを得ないと思うが、問題は道連れ解除に伴う減少である。今回の事例で言えば、資料 1-17 ページの「田能 6 丁目 16」において、261 m<sup>2</sup>が道連れ解除になるとのことであるが、今回の生産緑地法の改正を受け、例えば 100 m<sup>2</sup>以上で一団性があれば生産緑地地区として認めるなど、自治体において要件を緩和することができる旨、後ほど報告第 2 号のところで事務局から説明してもらえと思う。なぜ、当該「田能 6 丁目 16」は 261 m<sup>2</sup>も廃止されることになるのか。一団性の要件が認められないから廃止するということか。

事 務 局 : 生産緑地法の改正による面積要件緩和や、一団性要件の運用によって道連れ解除を食い止める方法はあるが、生産緑地法改正は平成 29 年 5 月施行であり、我々も法改正の情報を耳にしたのは法改正の少し前であった。今回の道連れ解除に関しては、法改正に伴う運用の適用が間に合わなかったものである。したがって、来年度以降に同じようなケースが出てくれば、運用を変更することで対応が可能になるものと考えている。

議案第 1 号 (全員異議なしで、原案どおり可決)

以 上